

鎌倉時代の本所裁判・公家裁判を中心とした手続形成と規範認識に関する研究

東北大学大学院法学研究科 法政理論研究専攻

黒瀬 にな

本論文は、「訴訟への関与の仕方」という視点から、日本中世、特に鎌倉時代後期における裁判所－当事者の関係を捉え直すことを試みたものである。構成は以下の通り。

序章

- 1 問題意識
- 2 着眼点：訴訟における振る舞い方とその規律、とりわけ《縁》をめぐる問題に関して
- 3 本論文の課題
- 4 構成

第1章 「属縁主義」の概念史

はじめに

- 第1節 造語としての「属縁」
- 第2節 井原今朝男は棚橋説をどう受け止めたか
- 第3節 もう一つの系譜
- 第4節 正当性を認められる縁故

おわりに

第2章 本所裁判における訴訟手続の進行：14世紀初頭の事例から

はじめに

- 第1節 事案の背景と先行研究
- 第2節 提訴
- 第3節 問答プロセスの出現と維持
- 第4節 一体何が起きていたのか

おわりに

第3章 禅定寺領・曾束荘堺相論における「平等院執印の関与」

はじめに

- 第1節 職務権限と訴訟ルート

第2節 道昭が介在する手続の個別検討

第3節 「どの立場」に基づいた行為を「何が」促すのか

おわりに

第4章 堀尾荘・長岡荘元亨公家訴訟にみる出訴先選択の論理

はじめに

第1節 尾張国堀尾荘・長岡荘堺相論 概説

第2節 訴陳状の検討

第3節 地頭堀尾氏と公家訴訟

第4節 「参軍要略抄下」紙背文書の構成と元亨公家訴訟

おわりに

第5章 優先的判断事項の争奪と出訴方法：「沙汰之肝要」設定の実態とは

はじめに

第1節 摂津国輪田荘西方領家職相論 概説

第2節 正和2年公家訴訟の経緯

第3節 考察

おわりに

終章

1 本論文の成果

2 今後の課題

序章では研究史上における本論文の位置づけを示す。近年の研究においては、「裁判所か当事者か」「職権主義か当事者主義か」という戦前以来の認識枠組みが相対化され、日本中世の訴訟の実態を改めて捉え直す必要性が示されている。それを踏まえ本論文では、従来裁判所—当事者関係として考察されてきた問題に対し、「訴訟への関与の仕方」という人を主体とする視点を導入することによって、〈人と訴訟との関係性〉という問いの一側面を解明しようとする。

本論文が重視するのは、訴訟に関与する者たちの基本的な行動様式について〈彼らは研究者の想定する訴訟法上の固定的な役割に収まることなく変幻自在に動き回っていた〉と一旦措定した上で、多様な行為者それぞれの動きを精確に捉え、各々の主体性および相互の連関のありようを内在的に解明することである。また、高度に精緻化された幕府訴訟制度からは看取しづらいものの、その前提となっているはずの、公家・本所・在地裁判にも通底する当時の訴訟のあり方や人々の行動様式等を把握することに重点を置く。

そのための方法として、鎌倉時代後期を中心に本所裁判および公家裁判（それと関わる範囲で武家裁判も）の事例を取り上げ、各レベルの訴訟に見られる人々の行動様式や手続のあり方を連

統的なものとして把握しつつ、訴訟関係者それぞれの行為が制度・手続とどのように関わるのか検討する。手がかりの一つが、《縁》の問題である。本論文では、《縁》の普遍性と歴史性に着目する佐藤雄基の指摘に学んだ上で、訴訟の過程を左右する各要素に対し緻密な分析を加えるとともに、それによって〈訴訟への関与の仕方〉がどう変わるのか、実証を深めたい。

課題への接近方法は二つに大別される。一つは本所裁判の検討であり、もう一つは、公家訴訟や武家訴訟にみえる訴訟関係者の行動様式と規範意識を、本所裁判におけるその発展形という側面から検討することである。「管轄」という「制度」の政治性にも留意しつつ、訴訟プロセスにおける主導権の所在や、各人の行為の連関・相互作用を史料に即して明らかにすることを通じて、当該期における訴訟の特質を解明することを目指す。

第1章では、棚橋光男による1982年の提唱以来、日本中世の訴訟における重要な要素として言及されてきた研究用語「属縁主義」を手がかりに、訴訟と《縁》の関係につき理論的検討をおこなった。現在この用語は感覚的に用いられがちであるが、棚橋の意図を概念の萌芽段階まで遡って精査すれば、「属縁」とは〈ある集団に帰属し、或いはある人と縁故を有すること〉もしくは〈所縁が基準となる〉の意であり、「属縁主義」とは〈帰属や縁故によって、ないし所縁が振り分け基準・判断基準として働くことで、訴訟手続や裁決が異なるものになりうる〉という裁判のあり方を指していたと理解できる。近年の用法の中にみられるような、〈本主に限らない権門への提訴〉との意味ではない。また「属縁」は中世社会全般における《縁》の作用を捕捉する言葉（範疇）としてではなく、裁判の場面に限局して用いられていた。

棚橋説の重要な一面は、「属縁主義」的裁判の随伴現象への着眼である。中世の訴訟をめぐる生起する現象には、裁許者側による縁故主義・身分主義的取扱いといえる「属縁主義」と、当事者側が有利な縁故や身分の獲得を目指す所縁構築運動とがある。棚橋はそれらが表裏一体・相互強化の関係にあることを認識していたが、「属縁主義」と名付けたのは前者であった。後者は「寄人化の一般的契機」として、あるいは「人格的結合＝従属の紐帯」の「強化」「再生産」という形で描かれる。

その後、概念が引き継がれる過程で、研究者ごとに少しずつ異なる受容の仕方をされた結果、現在に至ったと考えられる。特に重要なのが、井原今朝男による「本所法廷主義」の提唱である。井原は、棚橋のように「所縁」を包括的に扱うのではなく、当事者それぞれの本所（＝帰属先）に訴える場合は「本所法廷」と呼ぶべきだとした。「本所法廷主義」は、棚橋の着目した人的関係の性質をより厳密に検討し「本所」の特殊性を指摘する点で、棚橋説の批判的継承といえることができるが、井原の議論は本所-被管関係それ自体の流動性・求心性への配慮が手薄で、〈寄人化の契機〉という棚橋の着眼に応えていない点に課題を残した。

棚橋の「属縁主義」が裁判の性質・傾向を表現するものであったのに対し、井原の「本所法廷

主義」は正当性に関わる概念であり、両者は問題となる次元を異にする。井原説に対しては「属縁主義」と「本所法廷主義」との弁別不可能を理由とした佐藤雄基の批判があるが、井原自身、中世の出訴・受訴原則について「属縁主義」とは異なる概念の立て方をすべきだと問題提起したのであり、両概念はそもそも並列的なものではない。佐藤の指摘は、「属縁主義」の問題としてではなく、〈本所ルートと「付縁」ルートとの弁別不可能〉という問題を示したものとして生かされるべきである。

もう一つ重要な媒介項となったのが美川圭の研究である。美川は「属縁主義」概念については論じていないが、訴訟の受け付け・取扱いにおいて〈当事者が出訴先の関係者であるか否か〉が重要な基準となることを強調した。この議論はその後、川端新に影響を与える。川端は棚橋の用語法をそのまま引き継ぐのではなく、美川の議論に引き付ける形で、〈関係者〉ないし〈所縁を有する者〉とほぼ同義で「属縁」の語を用いている。川端の用法に従うと、「属縁主義」は〈所縁ある者の（ないし所縁ある者に関する）訴訟しか受け付けられない原則〉という意味になる。

手続や裁許における身分主義・縁故主義が一方にあり、寄人化の動きがそれと表裏の関係にあるということ、正確に認識し表現できる用語法であることが重要だと筆者は考える。美川の議論に媒介された継承関係は、現在までみられる「属縁」の用語法の一部へつながるものだが、概念の範囲を「訴の繫属」局面のみに固定することは適当ではない。棚橋の提案は、「属縁主義」には求心力が伴うことを認識しつつ、しかも両面を別々に論じ分けることも可能とするものであったから、棚橋の用法から変更する必然性は乏しいのではなからうか。

次なる問題は、訴訟手続や裁許における「属縁主義」が当時の裁判では当然の前提であったとして、その中で「本所法廷主義」が主張されることの意義である。在地側が積極的に本所による裁判を求め本所裁判権を主張するという、井原の指摘した事態は、「本所」の求心性を示すものといえる。多様な人格的紐帯がある中で、保護を受ける根拠が帰属に求められることの意味は歴史的分析の対象たりうる。実際には「縁に付し」ている場合にもその出訴先（口入依頼先）が「本所」だと言い張ることが必要かつ有効であるということは、「本所との《縁》」は単なるコネクションではなく〈正当性を認められる縁故〉として主張されていると考えられる。

当事者にとって本所とは、単なる有力者とのコネ以上に正当性を主張できる点において有利な出訴先であり、そこに「本所法廷」の特別性が見出される。在地側・当事者側にとって寄人化や寄進とは、有力者＝「自己に有利な権門」を、自らの「本所」化することによって尚一層「有利な権門」へと改良する行為であった。そうした本所化志向が働くことによって、「縁に付す」関係も、本所-被管関係として認められる形になるよう不断に構成し直される傾向がある。そのように「本所法廷主義」の規範には強い正当化作用があることから、この正当化力に対抗し、それと並び立つような「〇〇主義（規範）」—例えば「付縁主義」といったもの—は存立しえない。本所法廷の正当化作用を超えるものが出来るとすれば、鎌倉時代後期における「公方」観念の

台頭を待たねばならないであろう。

第2章では、鎌倉幕府外の訴訟の世界における行為者それぞれの動きの内在的把握を重視する立場から、撰関家が受訴者となる本所裁判の事例として、1310年代後半を中心とする山城国禅定寺領・曾束荘堺相論を取り上げた。本章では、制度を整えた上でそれを運用するよりも、眼前の訴えへの対処として手続が決まっていくという契機の重要性に注目し、訴訟に関与する者たちの行為が連関し合うことで手続が一定の形へ収斂する過程を検討した。本事案は、村落間の衝突が藤氏長者の許へ持ち込まれ堺相論として争われたものであるが、在地の文書を素材とすることによって訴訟過程の全体像を俯瞰した議論が可能となる。

本件訴訟の手続方式に関する裁許者の最終認識では、藤氏長者三代を通して三問三答の目安申状による審理が行われたことになっている。この問答プロセスの成立経緯を探ると、当初は和与（講和）の実現を目的に宇治平等院（殿下渡領・禅定寺本寺）の公文が目安を取り纏めていたのが、曾束荘が和与を止めて上訴に及んだところ氏長者から平等院供僧中に審理が委ねられ、目安の下達決定も供僧中が担うように変化したことが分かる。文保年間以降、平等院供僧が訴えの伝達経路に介在した審理者としての役割を果たすことは、供僧中の主体性の発揮・存在感の増大と評価でき、その契機は曾束荘の上訴を受けた氏長者による審理委任であったと思われる。これら目安は最終的に氏長者による裁許の資料に転じるのだが、その過程で「○問○答」という塊で把握されることになったと考えられる。

こうした訴訟審理の形がいかんにして実現したのか、当事者自身による手続への参画に着目して経緯を見直すと、禅定寺の推進する目安交換の流れに対し、曾束荘は氏長者や領主常住院への上訴を差し挟んで対抗しており、審理方針をめぐる攻防が行われていた。禅定寺は当知行を維持しつつ文書上で勝負しようとする一方、曾束荘は相論の当初から上申を重視する訴訟戦略をとっている。撰関家において〈目安交換から裁許へ〉が既定路線だったとはいえ、「問答対決」からの裁許が実現した背景には、「目安」とそれに基づく「御糺決」を求める禅定寺の働きかけが作用していた。

公家訴訟制度においては、問答回数に制限をかけて訴陳状のやり取りを整序する施策により、訴訟文書の応酬に一つの枠が嵌められた。本事案においても、真偽の決定に直結しない瑣末な点での争いや不明瞭な主張が延々と繰り広げられる相論に対し、氏長者や供僧中による捌き方の模索がなされていたといえる。また、「目安」の語が訴状の意味で用いられる時代への過渡期に位置する本事案において、上位者を間に挟んだ和与交渉における文書が、機能の上で訴陳との混交を起こすと同時に、「目安」の意義にも変化が生じていたことが看取される。

以上のように、流動的な状況における訴陳の整序という側面に着目して観察すると、関係者たちの手続規範認識が訴訟手続を動かす力を持ち、それによって「制度」らしきものが形を成して

きたことが明らかになる。本事案は手続形成の原初的な動態の一つを提示するものといえるが、その実態は、所与の制度の運用でもなければただの場当たりというわけでもなかった。両荘・平等院・氏長者それぞれの行為者が有する、当該時代固有のルール認識や主張がぶつかり合うことによって、鎌倉幕府的な〈問答対決→裁許〉という裁判終結方式を一部取り入れた本所裁判が結果として実現された、とみるべきである。

第3章では、引き続き禅定寺領・曾束荘堺相論を素材として、前章とは異なる観点から検討をおこなった。すなわち、〈人格的紐帯によって制度が機能する〉という棚橋光男の問題提起を受け、訴訟における意思伝達経路について、フォーマルな制度および他の諸条件との連関という視点から考察するものである。具体的には、曾束荘の本所である常住院道昭が当該事案において果たす機能を、宇治平等院執印への着任・離任との連動如何、また平等院供僧との人的関係にも留意して分析した。

両荘の紛争は平等院執印の代々に跨がるにもかかわらず、道昭以外の歴代執印は史料上にほとんど登場しない。訴訟手続上における道昭の役割を精査すると、曾束荘領主としての挙達が多く見られる一方で、文保以降は平等院執印としての関与が増加している。曾束荘は、審理方針をめぐる禅定寺との攻防の中でたびたび上訴をおこなって対抗し、それにより目安と上訴との交錯が発生したのであったが、その上訴（愁訴）のルートとして、つまり訴陳（目安）の召し整え（特に最初の二問答）とは系統の異なる訴訟手段として道昭を頼っていた。

さらに、道昭の発給文書が①「御消息」と呼ばれる場合、②「御教書」と呼ばれる場合の二つに大別すると、それぞれ訴訟経路と対応することが判明する。①は曾束荘領主としての文書発給であり、〈曾束荘→道昭→氏長者→平等院〉という伝達経路を通る。曾束荘は、道昭の吹挙を得て氏長者へ申し入れた結果、平等院への命令（殿下御教書）を獲得する。②は、〈曾束荘→道昭→平等院（供僧）〉という伝達経路である。この経路を辿るには、道昭が平等院の長としての役職に就いていることが、正当性根拠として必要であったといえる。人の行為の基盤として働く点に、職務権限（＝予め定められた役割）の意義が見出される。

他方で、平等院組織あるいは平等院関係者を対象とした執印の行為も、常住院と関係を有する寺門宇治供僧によって媒介されており、平等院における職掌のみに基づいて行為されているとはいえない。文保元年の秋以降、供僧が本件訴訟の審理や手続に関わる度合いが高まるのに伴い、供僧経由で平等院組織に命令を下すという下達経路が現実的な意味を持ち始めたことで、道昭が執印として御教書を発給する機会も増加したと考えられる。本件相論手続において道昭が職務権限を発動する上で、平等院の寺門僧が果たした役割は軽視できない。

関与の動機と条件という視点で整理すれば、まず領主であることは領主自身による関与の動機づけになると同時に、下からの呼び出しの根拠にもなる。また執印在任中の道昭には、曾束荘

の本所であり常住院門主であるという基礎的条件の上に、平等院の長という要素が加わる。曾東荘にとって、それは道昭の引き込みを円滑にしました正当化してくれるものであった。さらに、近しい人物が宇治供僧にいたことが、平等院執印という形式上の地位に現実的な力を与えたと考えられる。

所縁に関する「法則」や「歴史性」を解明するためには、正当な権限の行使として影響力の行使がなされることにも留意し、社会関係において利用され作用する多様な要素（リソース）を統合的に把握していくことが重要である。

第4章。鎌倉末期公家訴訟の貴重な実例である、尾張国堀尾荘・長岡荘堺相論の分析をおこなった。両荘はともに地頭設置の近衛家領荘園である。本章では特に、出訴先・出訴経路の選択（＝介在者の呼び込み）と「本所」意識という点に重きを置いて、公家訴訟訴陳状の内容と形態を検討した。

元亨年間の本件公家訴訟において重要な役割を果たす要素に、領主の変遷がある。堀尾荘においては、武家訴訟が行われていた正和年間から元応・元亨の公家訴訟までの間に、近衛殿→近衛北政所（亀山皇女遍照覚）へと移っている。長岡荘では近衛殿（家平）→三条廊御方（兼良親王母）→近衛殿という交替がある。

長岡荘が三条廊御方の知行であった時に堀尾荘は本所近衛北政所を経由して後宇多院へ訴えたが、途中で長岡荘本家職が近衛殿に返進されたため再度訴えるも事行かず、元亨2年（1322）、親政開始直後の後醍醐政権へ言上を試みたところ、訴陳問答が動き出すこととなった。

本章で使用する「参軍要略抄下」紙背文書は全てこの元亨相論に即して纏められた史料と考えられ、公家訴訟に先行して実施されていた武家訴訟における堀尾荘地頭代の申状案が長岡荘初答状の具書として伝存することから、武家訴訟が係属中であることを前面に出そうとしたのは長岡側であったとみることができる。長岡荘雑掌定兼の主張によれば、堀尾荘地頭堀尾氏は雑掌良有を抱き込むことによって公家訴訟の実現にこぎつけたという。長岡側は堀尾荘が「先規に背きて本所を離れ」「天聴を掠め奉らんと」したと非難し、公家で裁判をすること自体の不当性を主張する。

堀尾氏にとっては、建長の敗訴から正和の武家訴訟にかけ、近衛殿を最終決定権者として推戴し続けること自体が一種の閉塞状況となっており、そうした中で起こった北政所の堀尾荘相伝は、公家法廷への道を開くものであった。元応の後宇多院への訴訟時には、本所を異にする荘園間での紛争として公家訴訟を成立させることができ、堀尾荘にとって好機であったが、本家職の返進によって長岡荘との対立がすなわち近衛殿との対立を意味する事態となる。元亨相論において堀尾荘は、北政所の本所としての独立性や訴訟主体性を主張することで、近衛殿と対峙する。敵方とは別個・別系列の主体として独立することが、公家法廷という「場」の利用を可能にする

ことから、不安定さを孕む北政所の立場を「本所」として推し立てることにより、公家訴訟における訴訟主体性を守り抜こうとしたと考えられる。

また堀尾氏は、地頭の立場では朝廷に訴えることができず、公家訴訟を実現するには雑掌が当事者となることが必要であった。堀尾荘が北政所を本所として仰ぐことで、北政所の雑掌の訴訟参加が可能となるから、地頭堀尾氏にとって北政所を出訴ルートに呼び込むことは、雑掌良有を引き入れるためにも意義があったと考えられる。

堀尾荘はこのような形で本所の庇護を得ているといえるが、それは本所が治天の下での訴訟当事者という立場に収まることであるから、権門としての自立性という点では減退・喪失の表れでもあった。

本事例においてはこのような形での「本所化志向」がみられるが、それは第1章で検討した荘園制成立期のあり方とは異なる。「本所裁判権」の独立性・排他性よりも、治天の法廷の中で然るべき地位を得るために、そこへとつながる出訴先が「本所」であることが重要になっているのである。

第5章では、鎌倉後期の裁判の性格について、〈他の事情を排して結論を直に導出しうる規範・論点〉すなわち「切り札」をめぐる沙汰が展開するように変化したという新田一郎の見立てを念頭に、具体的な検証をおこなった。「切り札」をめぐる沙汰すなわち「肝要」の判断形式は、「入門」の手續に代表的にみられるものであるが、本章では手續成立の前提となるべき当時の訴訟のあり方を探る目的から、通常の公家訴訟の審理過程を対象とし、荘園の領有を正当化する基準という論点に着目した。

題材とするのは摂津国輪田荘西方領家職相論である。本事案は、荘園経営の実権を握ってきた領家が、本家九条家と対立して領家職を改替されたことから訴訟に発展したものである。最終的には元亨4年の後醍醐天皇綸旨によって九条家が「本所」と認定され、領家の権限を九条家が吸収する方向で一円領主化していくこととなる。本章は、それ以前の正和年間における訴訟の実態を取り上げ、優先的に判断される論点の決定と出訴方法との関係に注目しつつ、実際の訴訟プロセスの中では規範意識がいかにか表出・展開され衝突するのか検討した。

九条家の主張は、訴訟が進むにつれて何が「理非」であるかという点が明確化・先鋭化し、〈恩給の所領ならば本所による領家（預所）改替は自由〉との〈肝要の論点〉が、「切り札」として提示される。西谷正浩は、本件相論の論点が〈当領家職は領家の『相伝』か／本家による『恩給』か〉に集約され、公家の裁許は「これを本家の『恩給』と認定し」たとするが、正和2年の時点において、「相伝」保護の政策・法理から、「本所」の地位を争うという論点把握までの間には、いまだ隔たりが存在した。この論点「集約」は当然の帰結ではなく、九条家の積極的な主張によって推し進められたものとする。

九条家目安は、理/非弁別基準となるべき「肝要の論点」を提示し、あくまでそれについての「淵源」を究めるよう要求する一方、相手方具書の「相伝」文言から目を逸らす手法や、自らが相手方を批判する論理と矛盾する点については回答しないとといった手法を採っている。他方で旧領家円真は、西園寺氏出身の権僧正実静を介して伝奏に話を通すことで、院にアプローチする。政務・交際のための意思疎通手段を用いて院伝奏に接続するこの方策は、通常の訴訟の経路を取らずに奉行人を飛ばして訴えるという意味において、〈奉行をこえた上訴〉と呼ぶことができる。

実際の訴訟においては、それ自体相対的かつ不確実なものである「切り札」をいかにして「切り札」たらしめるか、そのための場の整備や提示の仕方が重要になる。訴陳状の文面においても、文書以外の訴訟戦略においても、様々な手段で訴訟の論点そのものを勝ち取る必要があった。

受訴者たる伏見院は、九条家からの対六波羅口入依頼に対しては、旧領家方の意向を確かめることなく応じる一方で、旧領家からの依頼については、六波羅には伝えず〈問答（応酬）用の訴陳状〉と同じ扱いをして九条家に流している。何を訴陳問答の内に組み入れるかは受訴者の決定に懸かっていたといえる。訴陳状の交換という制度も、訴訟手続の総体の中でみるとそれ自体ある種の不公平さを孕んでいる。

裁判権力から多様な効果を引き出すためには、〈どこで何の訴訟をするか〉〈選んだ出訴先をいかに手繰り寄せるか〉が重要であった。それと関連して、当事者と公家・武家双方との関係の構築が、公武間で訴訟を行き来させる一動因になったと考えられる。武家による勅命の施行が期待される一方で公-武法廷間の調整がシステム化されていないことは、出訴先選択や出訴経路開拓の重要度を高めるとともに、それらの行為が訴訟の中で非難の応酬の対象とされる基でもあった。

新・旧領家側双方ともが、六波羅に働きかけるのと並行して院を訴訟に引き込もうとし、さらに互いのそうした動きを牽制しようとする意図が、訴陳状における主張の構成に反映されている。実際には外部からの力の引き込みとそれを阻止しようとする動きといったものが進行しているわけだが、それが公家訴訟という一定の枠の中に入ってきたとき、「優先的に判断されるべき問題は何か」と同時に、「どの裁判権力からどのような処分（効果）が出されるべきか」が争われる。

本章の検討を踏まえるならば、「入門」の沙汰成立・導入の前提には、様々なレベルから力が呼び込まれるのと連動して手続のあり方をめぐる争いが頻発し、それらをいかに整序するかという技術的な必要が生じた可能性をも想定すべきである。

終章として、以上の各章における議論を纏めた上で成果を総括し、今後の課題と展望を示した。本論文では、鎌倉時代後期を中心に本所裁判および公家裁判（それと関わる範囲で武家裁判も）の事例を取り上げ、各レベルの訴訟に見られる人々の行動様式や手続のあり方を連続的なもの

として把握しつつ、訴訟関係者それぞれの行為が制度・手続とどのように関わるのか、検討した。

訴訟において観察される「手続かくあるべし」という主張は、各行為者の有する手続規範認識と、状況に応じた戦術的読みとの掛け合わせの結果として表出されたものといえる。本所裁判の流動性や、院による推挙と下命の境界の曖昧さといった条件の下で、そうした規範意識は表出し展開された。当事者の行動様式は、推挙者の持つ政治資源に期待する点では各種の訴訟に共通するが、出訴先選択は「何でもあり」なのではなく、口実は必要である。「正則」と「逸脱」とが渾然としている感のある中世においても、人々にとって「手続として正しい」ということには固有の価値があったと考える。〈本所であること〉や〈幕府法の規定への合致を求めること〉は、自らの行為を正当化し相手方の行為を不当なものとするための抛り所であった。訴訟関係者たちは、それぞれの所属や有する縁故に応じて、工夫して正当性を調達しながら出訴先へアクセスし、また訴訟に関与していたといえる。訴訟に対する人々のアプローチの仕方・関与のあり方は、手続を決定づける要素の一つとして欠かせないものであり、規範認識はそうした関与の仕方を左右する重要な要素であった。

最後に、鎌倉中後期以降には《縁》を制度内化して馴致する試みがなされるとの佐藤雄基の指摘も踏まえ、“介在者の呼び込み”という行為（現象）の示唆するところについて考察した。訴訟において非難対象となる訴訟行為の本質は、その時々での正規ルートの外側から何らかの威力を導入してくるという点にあると考えられる。第5章で述べたように、院伝奏への直接申し入れには〈奉行をこえた上訴〉である点で庭中とも共通する性格がみられた。しかし庭中は制度化されているという点が大きく異なる。制度化され馴致された《縁》にはもはや「破壊力」はなさそうだが、そうした威力に依らなくても、仕組みが適切に設けられていれば一定の救済は可能であろう。理不尽な目に遭わされたと感じた人々の不満を吸収し制御するために、体制の内部に独立機関を作るといった手法がある。それは日本中世であれば庭中に代表されるであろうし、現代に置き換えれば司法とはそのような存在といえよう。制度内部において外部性（擬似的な外部）が保障されるのであれば、介在者を呼び込む必要性は低下するだろう。そのように、縁故主義への対抗という面から見ても、手続を保障することには重要性が認められる。

今後の課題としては以下のことを提示した。出訴経路の開拓という問題に関連して、訴訟における手続的な正当性という観点から、領主というものの存在の役割について、領主への出訴と中人制との比較等も含めさらに考える余地がある。また、書状ないし事書の使用法をめぐる、文書様式と訴訟手続との関係についても、事案の性格および当事者の身分や、伝達経路、訴訟戦略上の狙いなど、様々な要素を考慮しながらさらに踏み込んで検討する必要がある。